

(案)

干立村ゆいぴとう憲章

認可地縁団体 干立公民館
令和7年3月31日制定

『ゆいぴとう』について

干立村の歴史を読み解く

明治 26 年 (1893 年) に青森県の探検家・笛森儀助が沖縄・八重山の調査に来て、その翌年に『南嶋探験』という本にまとめました。そこには、人頭税の重圧とマラリアの酷さから、数十年のうちに滅びるだろうと 18 の集落が記載されています。実際には、明治 36 年に人頭税が廃止され、人々の移動が可能となつたため、条件の悪い土地から離れていくようになり、大正の初めまでに鹿川や高那など多くの村が予想通り廃村となりました。しかし彼が予想した 18 の村のうち、唯一廃村とならなかつたのが干立村です。

廃村を免れた理由として考えられるのが、周りからの移住者の存在です。当時、浦内などからの

移住が増え、干立の住民が増加しました。干立は外からの人々を受け入れたのです。歴史を振り返ると、17 の村々が滅んでいく中で、干立が唯一例外となつたのは、この「受け入れる力」によるものだと言わざるを得ません。

長年、祖納・干立て聞き取りなどを行い、西表の民俗学を研究されてきた安渓遊地さんによると、干立では、元々はよそ者でも除け者にせず結局は受け入れて、自然との付き合い方を学び合いながら、地域の中核として文化を継がせ公民館運営を任せられるようになった。それは、この「多様な人々を受け入れて生かす力」があったからこそだとおっしゃっています。これこそが干立にとって最も重要な力の源泉だと考えられます。

『ゆいぴとう』に込めた思い

違いのある人々が知恵と力をよりあわせてひとつつの集落をつくるためには、人々を結び合わせることが必要です。それを島ことばでは「ユイ」、「ユイマール」と表現します。

大自然からゆずっていただいた、石と土、木と竹とガヤ(チガヤ)で伝統の家を建てるとき、もっとも大切なのがこの「結い」の心です。そして、人の力の及ばないところを、不思議な力が補つてくれたというさまざまな伝承があります。先輩方からうかがった話の中には、材料が足りず困っていたところ、誰がしたかはわからないけれども、夜のうちに材料が揃えられ、そのおかげで無事に建てられたという話や、山で切った木を山のユイピトウ木(和名ヤンバルアワブキ)に立てかけておいたら、翌日麓まで運ばれてきていたという話、材を切り出して担ごうとしたけれども非常に重くてできなかつたとき、ユイピトウ木の柔らかな葉を肩に敷いてみたら軽々と担ぐことができたという話が伝わっています。

ユイピトウは、「良い人」を意味するのだという先輩もおられました。また、「結い人」の意味だともうかがいました。いずれにしても、人事を

尽くしてなお足りない部分を助けてくださる大自然の恵みの不思議への感謝を表す言葉だと思われます。

完成した家の清めと感謝の「ヤータカビ」の儀式の中で、ユイピトウ木とチガヤを束ねたものが中柱に結びつけられます。その時には、たんなる植物ではなく、神様としての敬称の「カナシ」を添えて「ユイピトゥンガナシ」または「ユピトゥンガナシ」と呼ばれます。

ともすればばらばらになりがちな人と人の心を結び、大自然の恵みの中で知恵と力を合わせて暮らしていくことを理想とした古人にならつて、私たちは新しい憲章に「ゆいぴとう」の名前を冠することにいたしました。

人と人を結ぶことによって、移住者を受け入れ、国指定の伝統芸能も、ここに生まれ育った人もそうでない人も学び、共に活動していく。その姿を「ゆいぴとう」という言葉に込め、干立のアイデンティティとしてつなげていきたいと思います。

憲章制定の経緯

将来に渡り地域を守り継承していくためには、地域としてルールを定め、内外に示していくことが必要です。それに向けた活動は 2019 年から始まりました。

西表島が世界自然遺産に登録されるのではないかと社会的に話題に上るようになったのが 2018 年頃。それに伴い、観光客や島内ツアー事業者が目に見えて増加し始めました。加えて、石垣島をはじめとする八重山の各島々に観光開発の波が押し寄せ、土地の買い占めや移住者との生活文化風習の違いによる伝統やマナー・モラルの崩壊が危惧されるようになったのもこの頃からです。西表島もこれにもれず、上原地区では外部資本による地域に配慮のない土地買収・事業進出・施設建設、既存住民との軋轢などが発生しています。

干立においても、不動産業者によりインターネット上で売買に晒されている土地の存在や、島外在住の地主の元に直接購入を申し出る内地の方が現れたり、知らないうちに転売され素性がわからない人の所有になっている土地も出てきました。近い将来、上原地区や石垣島で発生している問題が干立でも生じる不安が一層強くなっています。

隣の竹富島では、本土復帰の頃に大きな開発の波に飲まれ土地の買い占めが生じましたが、竹富島憲章をつくり地域を住民で守ってきた過

去がありました。その経験に学ぼうと 2019 年 12 月に竹富島研修を実施しました。これが干立の憲章制定に向けた活動の始まりです。

これを皮切りに、2020 年度に憲章制定準備委員会を設置し、憲章のある地域へ研修を重ねました。この年は船浮と小浜島を訪問。2021 年度は株式会社国建からファシリテーターを招き、公民館員の意見を集める干立ゆんたく会を 2 回開催しました。このときにまとめたものが、今日の憲章の基礎となっています。2022 年度は自主防災会と憲章制定準備委員会が共催で干立ゆんたく会を開催。2023 年度は憲章制定に備えて公民館規約の改正を行いました。そして 2024 年度、石垣島白保を訪問し、白保ゆらでいく憲章から多くの学びを得ました。これを踏まえたゆんたく会の実施に加え、さらに宮古島狩俣へ地域運営を学びに行ってきました。この間、委員会では勉強を重ね、また、1 人でも多くの声を集めようとゆんたく会のたびに資料の全戸配布とアンケートを行ってきました。

先進地域を訪れてきて思うのは、努力をしなかったら地域は潰されてしまうが、地域を足元から見つめ、住民が協力して活動することが、地域を守り継承していくことになるということ。憲章制定はゴールではなく、地域を未来へつなぐためのスタートなのです。

憲章の構造について

干立が守り継承していく最も重要な事項を「憲章理念」として掲げ、そのために必要な 5 つの活動として「村づくり五箇条」を制定します。そこから導かれる「具体的な施策」と、より具体的で日常的な活動を「考えられる活動内容」として整理しましたが、これらは必要に応じて更新していきます。憲章は公民館員だけのものではなく、干立に関わるすべての人に対するものです。また、以下の項目については憲章全体に共通する内容です。

- ・ 住民と土地家屋を所有する者は公民館の理念に沿った利用をする
- ・ 不動産業者や地主及び来訪者等に干立の地域性を理解・尊重されるよう周知に取り組む
- ・ 地域にとって重要な土地は公民館が所有し永続使用をめざす
- ・ この憲章を基にした活動を推進するための委員会等を設置する

憲章理念

金座山の麓、川と海に抱かれた干立村。
命をつなぎ、知恵と文化を育んできた自然に感謝
し、先人たちが紡いできた結の心と伝統文化を誇
りに、村づくりを推進します。
私たちは、この豊かなふるさとを未来へと受け継
いでいきます。



村づくり五箇条

1. 住民は公民館活動に協力し、安心・安全で相互扶助の精神に基づいた地域づくりに貢献します
2. 伝統文化を守り、次世代に受け継ぎます
3. 豊かな自然環境を守り、自然と共に生きる暮らしを営みます
4. 自然と調和した緑あふれる干立らしい景観をつくります
5. 恵まれた自然を活かし、村を支える産業を育成します



住民は公民館活動に協力し、安心・安全で相互扶助の地域づくりに貢献します

【 公民館活動・生活・教育 】

具体的施策

1. 公民館活動を民主的に運営する
2. 日頃からコミュニケーションをとり、安心・安全な地域をつくる
3. 先人から地域を学び、次世代への学びの機会をつくる
4. 学校との連携をつくる

考えられる活動内容

- ① 総会は最高意思決定機関として適切に扱う
- ② 無理のない役員体制をつくる
- ③ こまめに話し合いの場をつくる（ゆんたく会の定期的な開催）
- ④ 自主防災会の取り組みを行う
- ⑤ 防犯、見守りの取り組みを行う
- ⑥ 子どもたちに繋げる学ぶ機会をつくる
- ⑦ 学校との連携を作る。学校に伝える内容をまとめ、年度初めに学校に提示する



伝統文化を守り、次世代につなげます

【 伝統文化・歴史 】

具体的施策

1. 風習・伝統行事・民俗芸能・古謡・方言の継承
2. 文化財の調査・保全・記録

考えられる活動内容

- ① 伝統行事、道具類等の資料をつくる
- ② 地名を入れた地図をつくる
- ③ 行事観覧のルールをつくる
- ④ 公民館指定文化財を制定する
- ⑤ 文化財を手入れする
- ⑥ 文化財や御嶽、墓地に部外者がむやみに立ち入らないよう対策をとる
- ⑦ 島の暮らしや歴史について講習会や勉強会を行う
- ⑧ 方言を調べる、教える、使う活動
- ⑨ 竹富町教育委員会と連携を図る



豊かな自然環境を守り、 自然と共に生きる暮らしを営みます

【自然・環境】

具体的施策

1. 水と土と空気をきれいに保つ
2. ゴミを適正に処理する
3. 自然と暮らしのつながりを学ぶ

考えられる活動内容

- ① 環境影響調査を行う
- ② 除草剤等の使用を控える
- ③ 悪臭や騒音を発生させない
- ④ 排水を適正に処理する
- ⑤ 公民館で粗大ゴミ搬出を支援する
- ⑥ チクラヤン水道の保全
- ⑦ 落ち葉や剪定した枝の処分方法を検討する
- ⑧ 生ゴミ処理について検討する
- ⑨ 海岸漂着ゴミの処理を検討する
- ⑩ ペットを適正に飼養する
- ⑪ 自然環境について学ぶ機会をつくる



自然と調和した緑あふれる 干立らしい景観をつくります

【 景観 】

具体的の施策

1. 福木並木を守り育てる
2. 田畠の維持管理を行う
3. 海岸林の管理と海浜の美化を行う
4. 屋敷内外の清掃を行う

考えられる活動内容

- ① 並木、屋敷林の維持管理
- ② 敷地内および敷地周辺道路の清掃
- ③ 樹木で屋敷を囲う、ブロック塀は高さや外観に配慮する
- ④ 石灰岩の石積み、樹木の生垣を推進する
- ⑤ 屋敷林に福木、防潮林にヤラブを推奨する
- ⑥ 島外の地主に土地の清掃管理を求め、場合によって公民館が空き地の管理を請け負う
- ⑦ 建物や看板等は条例に則り集落景観に配慮する
- ⑧ ムラングトゥで保全活動をする
- ⑨ 景観条例に則った町並みを目指す



恵まれた自然を活かし、 村を支える産業を育成します

【 生業・事業 】

具体的施策

1. 神事の根幹を成す稻作を守る
2. 地産地消を推進する
3. 地域の自然と文化を活かした新たな産業の創出に取り組む
4. 地域内で事業をする者は住民生活に悪影響を及ぼさないようにする
5. 事業をする場合、事前に公民館に届け出をし、公民館員に周知する

考えられる活動内容

- ① 農地の確保の支援
- ② 稲作の支援
- ③ 地域認証制度を構築する
- ④ 宿泊事業者の部会をつくり、滞在者へのルール・マナーの周知および災害時の対応について協議する
- ⑤ 地域内で行う観光ツアーに対するルールを設ける
- ⑥ 調査研究および撮影等を行う場合は、公民館に許可を得て、成果物の提出を義務付ける



干立村ゆいぴとう憲章

令和7年3月31日 制定

発行

認可地縁団体干立公民館

沖縄県八重山郡竹富町字西表 973-3

